

# 公立大学法人下関市立大学の審議機関を組織する委員等の報酬等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 4 0 号

改正 平成 22 年 11 月 29 日規程第 26 号  
令和 2 年 3 月 5 日規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学の審議機関を組織する委員等の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬の額)

第 2 条 前条に規定する審議機関を組織する委員等及び報酬は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人の役員及び職員が別表に掲げる委員等の職を兼ねる場合には、その兼ねる委員等として受けるべき報酬は、支給しない。

(報酬の支給等)

第 3 条 月額報酬は、任期が開始する当月分から任期满限、辞職、退職、失職、解職又は死亡の当月分まで全額これを支給する。ただし、任期满限により退任した者が、退任の月において再び就任したときは、その報酬の支給については、引き続き在任したものとみなす。

2 月額報酬は、毎月支給するを例とする。

3 日額報酬は、執務日数に応じて随時にこれを支給する。

(事務引継ぎのための報酬等)

第 4 条 職を離れた者が、事務引継ぎのため、従前の職務に従事する場合にあっては、日額報酬 6,600 円を支給する。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 11 月 29 日規程第 26 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 29 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 5 日規程第 12 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報酬額	
	単 位	金 額
法規委員会委員	日 額	6,600円
教員人事評価委員会委員	日 額	6,600円
教員懲戒委員会委員	日 額	6,600円
事務職員懲戒委員会委員	日 額	6,600円
経営審議会委員	日 額	6,600円
学長選考会議委員	日 額	6,600円
職員倫理審査会委員	日 額	6,600円
退職手当審査会委員	日 額	6,600円
産業医（学校医兼務）	月 額	33,500円
その他の委員等	日額25,000円以内又は月額633,000円 内で理事長が定める額	